

不当取引行為の指定

茨城県告示第 1070 号

茨城県消費生活条例（昭和 50 年茨城県条例第 51 号）第 15 条の 2 第 1 項の規定により、不当取引行為として、次のように指定し、平成元年 9 月 18 日から施行する。

平成元年 9 月 18 日

茨城県知事 竹内 藤 男

改正 平成 13 年 3 月 29 日 茨城県告示第 338 号

平成 18 年 3 月 9 日 茨城県告示第 266 号

不当取引行為の指定について

1 消費者を欺まんして不当に契約締結を勧誘する行為

商品又は役務（以下「商品等」という。）の内容、取引条件その他消費者の判断に影響を及ぼすこととなる商品等又は契約に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

商品等に関し、将来における価額、将来において消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。（平成 13 年 3 月 29 日茨城県告示第 338 号 追加）

商品等の販売の意図を明らかにせず、若しくは商品等の販売以外のことを主要な目的であるかのように告げて、消費者に近づき、又は郵便、広告等で同様の方法を用いて、消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

商品等の設置又は利用等が法令等により義務づけられているかのように説明して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

その販売員が官公署又は公共的若しくは私的な団体の職員であると誤認させるような言動等を用い、又は商品等自体若しくは商品等を販売することについて、官公署又はそれらの団体の許可、認可、後援等を得ているかのように誤認させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

未成年者又は高齢者等の判断力、知識、経験等の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

2 消費者の意に反して不当に契約締結を勧誘する行為

消費者の意に反して長時間居座るなど執ように、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

道路その他の公共の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、その場で、又は営業所若しくはその他の場所へ誘引して、長時間にわたるなど執ように、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

早朝若しくは深夜に、又は勤務中その他消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに、消費者の意に反して、電話により又は消費者を訪問して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

消費者の不幸を予言し、又は健康若しくは老後の不安をことさらあおるなど消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

主たる販売目的の商品等を明らかにせず、主たる販売目的以外の商品等は無償又は著しい廉価で提供することにより、消費者の購買意欲をあおりたて、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、主たる販売目的の商品等について契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

3 不当な内容の契約を締結させる行為

商品等の販売に際し、事業者の氏名、住所、連絡先等を明らかにせず、又はこれらについて虚偽の内容を示して契約を締結させること。

商品等の販売に際し、消費者の年齢、職業その他の事項について虚偽の内容を記載させて契約を締結させること。

消費者を欺いて、消費者にとって当面必要としない過大な量の商品等の購入又は利用等を内容とする契約を締結させること。

消費者が受ける信用の供与がその者の返済能力を著しく超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与と一体をなした契約を締結させること。

消費者を欺き、消費者の名義を使用して、その意に反する債務を負担させるようなクレジット契約を締結させること。

4 不当に債務を履行させる行為

契約の成立について当事者間に争いがあるにもかかわらず、契約の成立を一方的に主張して強引に代金を請求し、又は支払わせること。

消費者を欺き、又は威迫して消費者を金融機関等に同行し、又は消費者に代わって預金の払戻しを受けるなどして、消費者に金銭を調達させ債務を履行させること。

5 契約の履行に関し不当に義務を怠る行為

履行期限経過後、消費者からの再三の履行督促に対して、適切な対応をせずに商品等の提供をしないこと。

契約に基づく債務の履行がない旨の消費者からの苦情に対し、担当者の不在又は退職等を理由に対応を拒み、債務の履行を遅延させること。

6 解除権等の行使を妨げる行為

消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、これを拒否し、若しくは黙殺し、又は術策等を用いて当該権利の行使を妨げて、契約の成立又は存続を強要すること。

消費者がクーリング・オフの権利を口頭により行使しようとしたのに対して、あらかじめこれを認めておきながら、書面によらないことを理由に契約の成立又は存続を強要すること。

その全部又は一部を使用し、又は消費したときはクーリング・オフの権利の行使ができなくなる商品について、消費者にその使用又は消費をそそのかすこと。

クーリング・オフの権利の行使について、消費者に不利な内容となる特約を付けること。

前各号に規定するもののほか、消費者が正当な根拠に基づき契約の申し込みの撤回又は契約の解除若しくは取消しをしようとするに際して、不当にこれを拒否し、又は妨げて、契約の成立又は存続を強要すること。

クーリング・オフの権利の行使その他契約の申し込みの撤回又は契約の解除若しくは取消しが有効に行われたにもかかわらず、法律上その義務とされる返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を正当な理由なく遅延させること。

7 消費者が契約条項の無効を主張している場合に、不当に妨げる行為

(平成13年3月29日茨城県告示第338号 追加)